

## 令和6年度児童養護施設の子どもたちの夢ふれあい交流事業委託契約仕様書

### 1 委託事業の名称

令和6年度児童養護施設の子どもたちの夢ふれあい交流事業

### 2 委託事業の目的

児童養護施設の子どもたちの多くは施設退所後就職を選択しており、大学進学率は、高校卒業生全体と比較して、低い状況にある。その理由として、周囲に大学進学モデルがなかったことから、早い段階で大学進学を選択しないことがあげられる。

そのため、児童養護施設の子どもたちが日常生活を離れて大学生とふれあう中で、大学生モデルを知り、将来の選択を広げる機会として、自然体験活動を通じた交流事業を実施する。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 実施時期

夏（7～8月頃）、秋（10～11月頃）の2回

#### (2) 実施場所

兵庫県内の自然体験活動が可能な宿泊施設

※児童養護施設の入所児童の特性も踏まえ、安全・安心に実施できる場所を選定

#### (3) 参加者

##### ①児童養護施設の入所児童

20名程度（主に小学校5年生～中学校1年生）/回

※児童養護施設の施設長が児童の希望等により選定

##### ②兵庫県内の大学生

10名程度

※委託事業者が児童養護施設と連携して事前の面接等により適切な者を選定

#### (4) 内容

##### ①プログラムの企画

児童養護施設の子どもたちが大学生モデルを知るという目的を達成するため、日常生活から離れた環境で大学生とともに自然体験や対話を行うプログラムを企画する。

ア 日程：2泊3日

イ プログラム例：食事づくり、工作、キャンプファイヤー、オリジナルゲーム 等

##### ②研修の実施

社会的養護の子どもたちへの理解を深めるため、児童養護施設と連携し、参加する委託事業者のスタッフ及び大学生に対して研修を実施する。

##### ③オリエンテーションの実施

プログラムが円滑に進むよう、事前に参加者が集まり、開催趣旨や当日のプログラム説明、大学生との関係づくりを行う。

##### ④プログラムの実施

安全・安心な環境の中でプログラムが円滑・効果的に進められ、交流が深められるよう、必要な物品等を確保し、コーディネーター、アドバイザー等の人員を派遣してプログラムを実施する。なお、スタッフ体制表を作成し、委託者に提出する。

ア 現場責任者（コーディネーター） 1名以上

プログラム全体の責任者として、企画、進行管理、運営、緊急時の対応等を行う。

イ 指導者（アドバイザー） 1名以上

プログラムが円滑、効果的に行われるよう、参加者への指導等を行う。

ウ その他必要な人員

※なお、これらの人員については、プログラム（キャンプ）実施中は、現場に常駐する。

#### ⑤報告会の開催

実施結果と参加者の実施前後の変化や実施後の成果、課題等を整理し、報告書として取りまとめ、児童養護施設の施設長等が参加する会議で報告する。

### (5) 安全管理措置等の徹底

#### ①緊急連絡体制の整備

緊急連絡体制表（行政機関、医療機関、参加児童の児童養護施設、大学生の保護者等）を作成し、委託者に提出する。

#### ②健康管理、安全管理の徹底

参加者の健康状態等に留意するとともに、事故防止等のための事前説明の徹底や保険への加入を行うなど必要な対策をとる。あわせて、責任体制を明確にする。

#### ③怪我や体調不良への対応

参加者が怪我をしたり体調不良を訴えた場合には、その場で応急対応をするとともに、必要に応じて医療機関につなぎ、対応状況等を緊急連絡体制表に基づき連絡するなど、適切に対応する。

#### ④緊急事態への対応

事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置をとり、あわせて、緊急連絡体制表に基づき緊急事態発生を連絡する。

### (6) 関係団体との連携

事業実施に当たっては、児童養護施設など調整が必要な関係団体と密に連携する。

## 4 個人情報の保護

事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いを適切に行う。

- (1) 参加者のプライバシーが十分保護されるよう配慮する。
- (2) インフォームド・コンセントに十分留意する。
- (3) 参加者の個人情報の保護に十分留意する。
- (4) 参加申込書や活動記録等の滅失、毀損、盗難等止に十分留意する。
- (5) インターネット及び電子メール等の利用にあたり、個人情報の流出を防止するために必要な対策を講ずる。

## 5 委託経費

委託経費は事業に必要な経費のうち、報償費、旅費（スタッフ、専門家、講師等）、保険料、大学生等の研修に要する経費、需用費（備品購入は不可）、役務費、使用料及び賃借料、その他県が必要と認めた経費とする。

## 6 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 7 その他の事項

委託業務の実施に関して、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、兵庫県福祉部児童家庭課と協議し、その指示に従うものとする。